

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成30年11月9日

香取市長 宇井 成一
香取市印

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
多田島地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年6月2日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○ 経営体数
個人 6経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける担い手の分散錯開を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方
新規就農の促進
農業法人の設立